

二七コ町簡易水道事業経営戦略

令和3年3月
二七コ町

ニセコ町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : ニセコ町

事 業 名 : ニセコ町簡易水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 8 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年度	昭和35年4月7日	計画給水人口	4,650人
法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用	現在給水人口	4,619人
		有収水量密度	31千m ³ /ha

② 施設

水 源	■ 表流水、□ ダム、□ 伏流水、■ 地下水、□ 受水、□ その他 (複数選択可)		
施設数	浄水場設置数	8	管路延長 165 千m
	配水池設置数	9	
施設能力	2,710m ³ /日	施設利用率	49.77 %

③ 料金

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<<普通用>> 【13mm】基本使用料 6m ³ まで 1,650円/月、超過使用料 1m ³ 増すごとに 150円(個別需給給水契約は90円) 【20mm】基本使用料 6m ³ まで 1,650円/月、超過使用料 1m ³ 増すごとに 150円(個別需給給水契約は90円) 【25mm】基本使用料 6m ³ まで 1,780円/月、超過使用料 1m ³ 増すごとに 150円(個別需給給水契約は90円) 【30mm】基本使用料 6m ³ まで 3,850円/月、超過使用料 1m ³ 増すごとに 150円(個別需給給水契約は90円) 【40mm】基本使用料 6m ³ まで 6,080円/月、超過使用料 1m ³ 増すごとに 150円(個別需給給水契約は90円) 【50mm以上】基本使用料 6m ³ まで 11,200円/月、超過使用料 1m ³ 増すごとに 150円(個別需給給水契約は90円) <<季節用>> 【口径区分なし】基本使用料 20m ³ まで 9,900円/年(使用期間6カ月以内は 10m ³ まで 4,950円)、 超過使用料 1m ³ 増すごとに 300円 <<工事用>> 【口径区分なし】基本使用料 0円(基本水量0m ³)、超過使用料 1m ³ ごとに620円		
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和元年12月1日		

③ 組織

簡易水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業と併せ、上下水道課で実施しています。上下水道課の職員数は3名です。簡水・下水・農集の3公営事業を一部署で実施することにより、事務の効率化、運営効率向上を図っています。また、財務面では財政部署との連携を図っています。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	取水・浄水・配水地などの施設管理や水道管等の維持管理について、業務委託を行っています。また、その管理業務委託については、長期継続契約により、安定的かつ効率的・経済的な発注に努めています。
	イ 指定管理者制度	当町の簡易水道事業は小規模であり採算が合わないため、指定管理者制度の活用は、現時点においては困難と判断しています。
	ウ PPP・PFI・コンセッション	当町の簡易水道事業は小規模であり採算が合わないため、PPP・PFI・コンセッションの活用は、現時点においては困難と判断しています。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和元年度決算「経営比較分析表」のとおり。

経営比較分析表 (令和元年度決算)

北海道 二七〇町

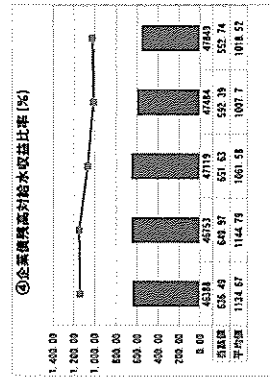
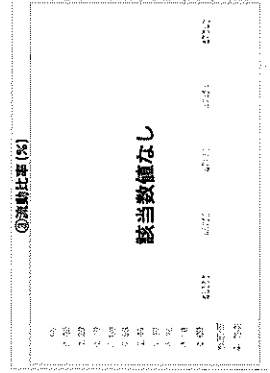
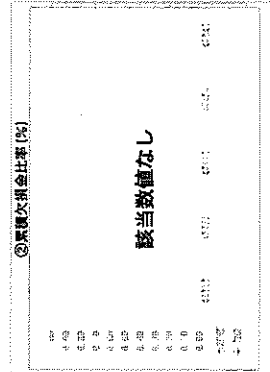
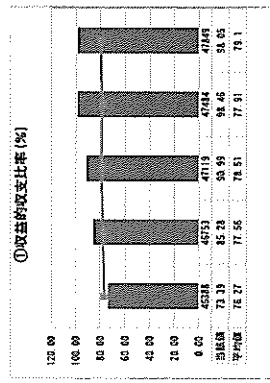
業種名	業種名	事業名	業種団体区分	管理者の属性
法人適用	水道事業	閉鎖水道事業	D3	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	1か月10m ³ 当たり差額料金 (円)	
-	該当数値なし	91.87	3,750	

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
5,403	197.13	27.41
現在給水人口 (人)	給水区域面積 (km ²)	給水人口密度 (人/km ²)
4,019	92.63	87.76

グラフ凡例

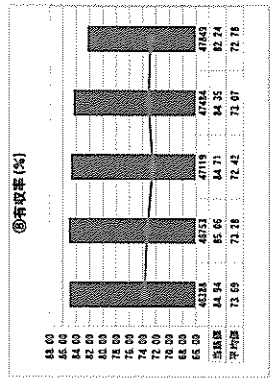
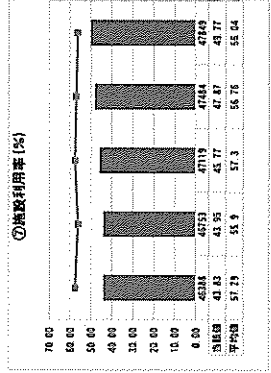
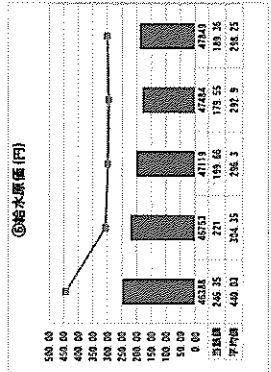
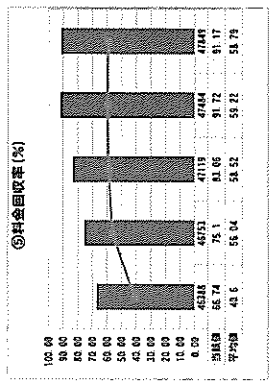
■ 当該団体値 (当該値)
 ○ 業種団体平均値 (平均値)
 □ 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



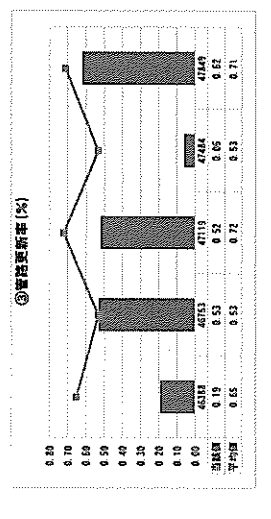
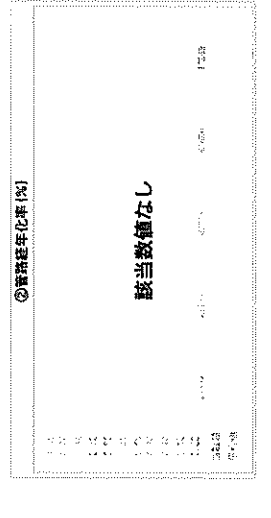
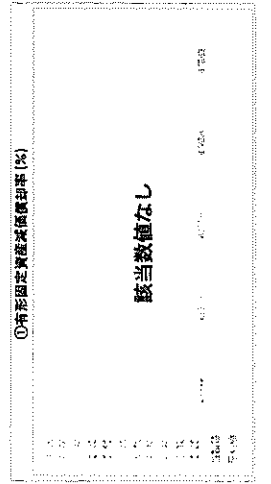
1. 経営の健全性・効率性について
 過去の設備投資や修繕費の増大、企業債の返済が滞り、これにより今年度も収益的収支比率が低下している。また、給水事業の設備・各事業条件等も考えながら、可能な限り収支比率を改善していくことが求められる。経営改善の取組を進めていくことが求められる。

現状としては、業種団体や全国平均に比べ、資金回収率が低く、給水収益も減少傾向にある。一方で、企業債の返済が滞り、これにより今年度も収益的収支比率が低下している。また、給水事業の設備・各事業条件等も考えながら、可能な限り収支比率を改善していくことが求められる。経営改善の取組を進めていくことが求められる。



2. 老朽化の状況について
 今後の更新にあたっては、耐震化や重要管線の更新のほか、買収や買収手法など総合的な検討も必要である。また、老朽化が進んでいる配水管の更新も必要である。また、老朽化が進んでいる配水管の更新も必要である。また、老朽化が進んでいる配水管の更新も必要である。

2. 老朽化の状況



全体総括
 事業としての規模、経営条件 (給水人口、人口密度、地理的条件など) を考慮しつつ、より一層の効率化の取組を進めていく。令和元年度12月分からは水道料金の改定を行い、収入状況の改善を図っているが、今後も引き続き経営状況を把握し、水道料金の見直しや経営体制などについて、検討と実施を進めていく。

2. 将来の事業予測

(1) 給水人口の予測

別添『ニセコ町水道ビジョン』(平成29年3月策定)P41の「ニセコ町人口推計結果」から、目標年度の令和8年度では人口が5,600人に緩やかに増加すると予測され、現在の給水人口率から給水人口は5,000人前後と推計されます。その後、令和17年頃までに微増のままピークを迎え、その後減少していくと予想されます。

(2) 水需要の予想

別添『ニセコ町水道ビジョン』(平成29年3月策定)P42の「ニセコ町有収水量の推計結果」から、人口についてはしばらくの間微増となるものの、洗濯機やトイレなどの節水型の機器類の普及により、有収水量は横ばいから微減となっていくと予想されます。さらに長期的にみると減少傾向は、現在よりも進むものと考えられます。

(3) 料金収入の見通し

別添『ニセコ町水道ビジョン』(平成29年3月策定)P46の「将来の支出と収入の推移」から、料金収入は人口推移予測と水需要の予測を踏まえて、今後横ばいから減少に変化していくものと予想されます。今後増加していく施設更新費用などに向けて、料金改定を行い、令和元年12月分から新料金を適用していますが、大幅な値上げは住民生活に大きな負担となることから、長期的・継続的な検証と試算、改定実施を行う必要があります。

(4) 施設の見通し

令和元年度から10年間の計画として、既設水道管で漏水事故が多発する区間、特に老朽化が進行している区間、耐震化を必要とする重要管路区間、使用水量増加に対応するための増口径更新区間について更新計画を策定しました。近年、水道管路以外の水道施設(取水・浄水・配水池施設)の老朽化による故障等が増加しており、水道管の更新と並行して改修を進めていく必要性が高まっています。そのほか、市街地区などの水需要が高まっていることから、取水量の強化に向けた施設整備を進めていく予定です。

(5) 組織の見通し

本町の簡易水道事業は、公共下水道事業と農業集落排水事業との業務と合わせて、管理職を含め3名(うち1名は会計年度任用職員)で兼務しています。水道施設管理技術や知識の継承対策として、水道施設全体の管理業務を民間事業者へ委託し、業務負担の軽減を図っていますが、民間事業者を管理・指示できる知識・技術を有する町職員が少ないため、将来に向けて専門知識を有する職員の採用が大きな課題となっています。同時に、公営企業会計の法適用化も進めなければならないため、その人員確保も大きな課題となっています。

3. 経営の基本方針

本町の簡易水道事業では、別添の『ニセコ町水道ビジョン』(平成29年3月策定)P48で、「持続」「安全」「強靱」の3つの項目について、下記のとおり目標を設定しています。

【ニセコ町水道の理想像】

(持続)いつまでも共にあり続ける水道

1. 長期施設更新計画の策定
2. 経営戦略の策定と水道料金の適正化
3. 官民連携の強化

(安全)いつまでも安全でおいしい水道

1. 水質管理の強化
2. 水道施設の安全性の向上

(強靱)災害に負けないしなやかな水道

1. 重要管路等の耐震化更新
2. 応急給水体制の強化

投資・財政計画
(収支計画)

区分	年度	(単位:千円, %)												
		平成30年度 決算	令和元年度 決算	令和2年度 決算見込	令和2年度 予算	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 総 (1) 営業 収入	益(A)	107,300	114,539	117,074	117,644	118,630	123,250	124,388	123,523	124,669	125,826	127,995	129,176	130,368
	益(B)	100,298	106,837	109,717	110,405	111,398	112,515	113,638	114,773	115,919	117,076	118,245	119,426	120,618
	受託工事収入(C)	99,961	106,498	109,454	110,165	111,173	112,285	113,408	114,543	115,689	116,846	118,015	119,196	120,388
	その他	337	339	263	240	225	230	230	230	230	230	230	230	230
	営業外収入金	7,002	7,702	7,357	7,239	7,232	10,735	10,750	8,750	8,750	8,750	9,750	9,750	9,750
2 総 (1) 営業 費用	費用(D)	62,724	68,319	71,139	72,400	78,258	91,065	91,428	77,196	78,304	79,347	80,671	82,020	83,413
	職員給与	49,885	56,732	60,573	60,843	67,134	83,477	85,146	71,549	72,980	74,440	75,929	77,447	78,996
	退職手当	11,946	12,262	12,585	12,650	18,885	19,263	19,648	20,041	20,442	20,851	21,268	21,693	22,127
	その他	37,939	44,470	47,988	48,193	48,249	64,214	65,498	51,508	52,538	53,589	54,661	55,754	56,869
	営業外費用	12,839	11,587	10,566	11,557	11,124	7,588	6,292	5,647	5,324	4,907	4,742	4,573	4,417
3 収支差引 (A)-(D)	収入(E)	44,576	46,220	45,935	45,244	40,372	32,185	32,960	46,327	46,365	46,479	47,324	47,156	46,955
	支出(F)	26,979	80,431	223,151	180,306	255,320	111,167	496,027	552,045	174,660	110,702	136,035	166,402	73,849
	償還	8,600	45,000	171,800	126,600	191,000	82,500	448,600	519,500	152,600	98,800	97,200	104,000	10,000
	標準化	16,667	30,301	30,700	37,248	47,610	13,667	37,427	27,545	17,060	6,902	33,835	57,402	58,849
	補助金		2,176	4,614	16,448	16,700	10,000	5,000						
資本的収入	借入金	1,712	2,954	1,719	10	10	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	売却代金	71,462	126,515	289,734	225,550	295,692	143,352	528,987	598,372	221,025	157,181	183,359	213,558	120,804
	補助金	25,206	78,022	218,786	174,602	241,074	84,538	468,691	539,537	172,765	118,887	117,297	124,022	20,000
	職員給与	46,256	48,493	50,948	50,948	54,618	58,814	60,296	58,835	48,260	38,294	66,062	89,536	100,804
	長期借入金													
資本的支出	繰上金													
	繰上金の繰上													
	繰上金の繰上													
	繰上金の繰上													
	繰上金の繰上													
3 収支差引	(F)-(G)	△ 44,483	△ 46,084	△ 46,583	△ 45,244	△ 40,372	△ 32,185	△ 32,960	△ 46,327	△ 46,365	△ 46,479	△ 47,324	△ 47,156	△ 46,955

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	平成30年度 決算	令和元年度 決算	令和2年度 決算見込	令和2年度 予算	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収支再差引	(E)+(I)	93	136	△ 648			0	△ 0	△ 0	△ 0	0	0	△ 0	△ 0
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	419	512	648	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	512	648		50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	(P)	512	648		50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
(N)-(O)	(Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	98.5	98.1	95.9	95.4	89.3	82.2	82.0	90.8	98.5	107.0	87.2	75.3	70.8
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額の	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	100,298	106,837	109,717	110,405	111,398	112,515	113,638	114,773	115,919	117,076	118,245	119,426	120,618
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)													
健全化法施行令第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	100,298	106,837	109,717	110,405	111,398	112,515	113,638	114,773	115,919	117,076	118,245	119,426	120,618
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	632,254	636,023	588,661	588,661	537,713	565,597	955,383	1,414,587	1,503,188	1,550,691	1,579,898	1,591,261	1,499,659

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年度	平成30年度 決算	令和元年度 決算	令和2年度 決算見込	令和2年度 予算	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分		5,633	6,199	5,696	5,577	5,505	9,000	9,000	7,000	7,000	7,000	8,000	8,000	8,000
うち基準内繰入金		5,633	6,199	5,696	5,577	5,505	9,000	9,000	7,000	7,000	7,000	8,000	8,000	8,000
うち基準外繰入金														
資本的収支分		16,667	30,301	30,700	37,248	47,610	13,667	37,427	27,545	17,060	6,902	33,835	57,402	58,849
うち基準内繰入金		16,667	21,046	21,696	22,111	23,704	13,667	26,168	25,534	17,060	6,902	28,671	38,859	43,749
うち基準外繰入金			9,255	9,004	15,137	23,906		11,259	2,011			5,164	18,543	15,100
合計		22,300	36,500	36,396	42,825	53,115	22,667	46,427	34,545	24,060	13,902	41,835	65,402	66,849

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	安全な水を安定的に供給するため、老朽化した施設の更新や修繕を計画的に進めます。将来に向けた水需要の高まりも視野に入れ、必要な地区の取水量増強を検討します。
-----	---

○管渠、浄水場等の建設・更新に関する事項	老朽管の更新については、令和10年度(2028年度)まで計画策定した管路更新計画に沿って、曾我地区、小花井地区、市街地区、ニセコ地区の更新費を見込んでいます。その後は、順次、老朽化が進んでいる区間、重要管路区間、漏水多発区間を中心に更新を進めます。合わせて、近い将来水源水量不足が予測される、市街地区およびニセコ地区の水源確保に向けた整備費用のうち、現段階で把握されている概算費用を見込んでいます(市街地区新水源ろ過設備(R5~6年度の2カ年)、ニセコ地区井戸整備費は実施設計(R4年度)のみとし工事費は未算入)。 現在計画されている事業規模が非常に大きいため、起債額の増大が予想されており、今後の実施事業の選択・先送りなどの再検討を行います。 その他の設備・機器類については、長期間使用可能なものは長期利用し、必要最小限の費用となるよう見込んでいます。
----------------------	---

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	収支改善に向けて有収率の向上に努めるとともに、収入確保のため使用料収納率の向上を図ります。また、国庫補助金や企業債等の資金調達に努めるとともに、経営状況に応じた料金改定の見直しも継続して検討していきます。
-----	--

○財源の目標に関する事項	現在計画している施設更新事業に対し、国庫補助金の対象となる事業内容を整理して計画を作成していますが、近年の本町の財政力指数改善に伴い国庫補助の採択要件が厳しくなっています。可能な限り補助採択となるよう努めるとともに、補助の該当とならない部分については、地方債収入を各年度に計画し、将来負担予測や収支状況、借入可能額を見極めながら、事業運営方針を検討していきます。
○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項	人口ビジョンにより、当面の間は人口の維持・微増が見込まれ、また令和元年度に行った料金改定により、一定程度の使用料収入の改善を見込んでいます。しかし経済状況の悪化や新型コロナウイルスの流行など外的要因による観光産業を中心とした使用水量の減少など、収支改善の効果を弱める事象もあり、今後も一般会計繰入金は必要となる見込みです。 一般会計の負担軽減と簡易水道経営の健全化に向けて、住民の理解を得つつ、適宜の料金体系見直しを検討していきます。
○企業債に関する事項	今後は、水道事業を運営していくために必須となる大規模な施設更新事業が予定されており、それに伴いこれまでにない規模の起債の借入れも行わなければなりません。将来の償還金額や支払利息を的確に予測し、最低限必要となる事業を見極めて、効果的な事業実施を進めます。
○繰入金に関する事項	今後も多くの施設更新事業の実施に伴い、一般会計繰入金の増加の可能性も予想されます。継続的な事業見直しなどを通して効率的な運営を進めていきます。 また、他課が実施する新たな街区整備事業などにより必要となる水道施設整備費については、基準内繰入金として適正な費用負担を求め、現在の水道利用者への負担を抑えつつ、事業運営に努めていきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項	令和3年度以降は、公営企業会計の法適用化以降に向けた事務員1名が増員となる予定のため、水道担当職員2名と会計年度任用職員1名分として人件費を計上し、以降毎年2%増で試算しています。
○動力費に関する事項	電気料及びガソリン等の燃料代は、原油価格の影響を大きく受けるため、試算上では今後も同程度の経費として算定し、引き続き経費節減・省エネに留意し運営していきます。
○修繕費に関する事項	施設等の老朽化に伴い機器類の不具合発生が今後増加すると予想されますが、適切なメンテナンスや機能診断に実施に努めることを目標に、現在と同額として修繕費を試算しています。
○委託費に関する事項	近年継続的に労務単価が上昇しているため、毎年度2%の増加で試算しています。なお、R4年度からR5年度までは簡易水道特別会計の法適用化のための委託事業費を概算計上しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	PPP/PFIの活用は、本事業の現状から困難と判断していますが、水道施設維持管理業務の民間委託事業者との連携を密にし、効率的な運営に努めていきます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	地理的状況、水需要状況を勘案すると、現状設備の廃止・統合は困難と判断されます。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	現状の水需要状況を勘案すると、現状設備のスペックダウンは困難と判断されます。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	管路の更新については、必要最低限の更新率で進め、長期使用が可能な区間については可能な限り使用し、投資の平準化を図る。設備等についても限られた財源に留意し、必要範囲の更新を行い平準化を図っていきます。
広 域 化	町内各地区の施設の連携・広域化は水源取水量の面から困難と判断されます。他自治体との広域化は地理的・距離的に可能性は低いと考えられます。
そ の 他 の 取 組	特になし

② 財源について検討状況

料 金	料金改定を実施し、令和元年度12月分から新しい水道料金体系で収入基盤の見直しを図りました。今後も継続的に使用者の適正な費用負担について検討し、必要な場合は住民理解を得て、料金体系の見直しを図っていきます。
企 業 債	引き続き辺地債及び過疎債と簡易水道事業債を活用しながら、施設更新事業を進めていきます。
繰 入 金	これまで一般会計からの繰入金は、人件費や維持管理費などを極力抑制しながら、平成30年度まで繰入基準内に収めて運営してきました。今後は施設更新費用や公営企業会計導入により経費が高騰していくと予想されるため、経費削減に十分留意し、できる限り基準外繰入金額を抑制しながら運営していきます。
試算の有効活用等(※2)による 収入増加の取組	なし
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての検討状況

委 託 料	施設維持管理委託業務、水質検査委託業務、検針業務等は、委託内容の変更がなければ労務単価上昇分が変動要件となりますが、基本的には大幅な変動はないと予想されます。
修 繕 費	施設や設備の老朽化が進行しており、今後の修繕料は増加する傾向にあると予測されますが、細やかなメンテナンスや機能診断を通して修繕費の抑制に努めます。
動 力 費	ガソリン・軽油・灯油等は、単価の変動が激しく、将来負担がどの程度になるか予測が困難ですが、施設の効率的な運転に努め、動力費の抑制に努めます。
職 員 給 与 費	水道管理知識・技術の継承のため、技術系職員の採用など最低限必要な人員確保をしつつ、最小の人員で効率的な運営をしていくよう常に検討していきます。
その他の取組	なし

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	都度、進捗状況を確認、検証するとともに、必要に応じて見直しを行います。
-------------------------	-------------------------------------